平成25年7月2日条例第28号

改正

平成26年10月3日条例第56号 令和5年3月22日条例第14号

宮崎県子ども・子育て支援会議条例をここに公布する。

宮崎県子ども・子育て支援会議条例

(設置等)

- 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第72条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。次条第2号において「認定こども園法」という。)第25条の規定により、合議制の機関として宮崎県子ども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)を置く。
- 2 支援会議の組織及び運営については、支援法第72条第5項において準用する同条第2項に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(所掌事務)

- 第2条 支援会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 支援法第72条第4項各号に掲げる事務
 - (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 支援会議は、委員15人以内で組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その 他知事が必要と認める者のうちから、知事が委嘱する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第5条 支援会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職

務を代理する。

(会議)

- 第6条 支援会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 支援会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 支援会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 支援会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年10月3日条例第56号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部 を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。)の施行の日から施行する。 (準備行為)
- 2 宮崎県子ども・子育て支援会議は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の宮崎県子ども・子育て支援会議条例第2条第2号に規定する事項(一部改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号) 第17条第3項の規定に係るものに限る。)について調査審議することができる。

附 則(令和5年3月22日条例第14号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。